

西条市シティプロモーションPRコンテンツ作成・発信委託業務に係る契約内容の公表

西条市シティプロモーションPRコンテンツ作成・発信委託業務に係るプロポーザル選
定委員会における審査結果に基づき、次のとおり随意契約したので公表します。

平成30年5月29日

西条市長 玉井 敏久

- 1 業務名 西条市シティプロモーションPRコンテンツ作成・発信委託業務
- 2 業務内容 仕様書のとおり
- 3 所管課 〒793-8601 西条市明屋敷164番地
西条市 経営戦略部 シティプロモーション推進課
TEL0897-52-1682 (直通)
- 4 契約日 平成30年5月29日
- 5 契約期間 平成30年5月29日～平成31年3月31日
- 6 契約金額 4,941,000円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 366,000円)
- 7 契約の相手方 氏名 株式会社読売広告社 代表取締役 社長 藤沼 大輔
住所 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル

西条市シティプロモーションPRコンテンツ作成・発信委託業務仕様書

1 業務名

西条市シティプロモーションPRコンテンツ作成・発信委託業務

2 業務目的

本市の課題である若年層の流出や全国的な知名度不足等を解消し、移住・定住等の促進に繋げるため、都市圏の若者に訴求するPRコンテンツの作成・発信を行うことにより、本市の情報発信力の強化を図る。

3 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

4 業務内容

(1) PRコンテンツの作成・発信

本市の課題である、若年層の人口流出や全国的な知名度不足を解消するため、本市の特性や地域資源を活用したコンテンツの作成及び発信を行う。

① PRコンテンツの作成

- ・本市の地域資源である「もの」「こと」「場」の魅力を、それに携わる「ひと」の仕事などを通じて発信するコンテンツを本市の資料を基に共同で作成すること。
- ・コンテンツの作成にあたっては、本市WEBサイト等の媒体に掲載可能なものとする。
- ・同コンテンツを発信するためのメディア向けのニュースレターを共同で作成すること。

② PRコンテンツの発信

- ・作成したコンテンツをWEBメディアで配信すること。
- ・メディア向けのリリース配信のサポートを実施すること。

(2) 本業務に係る独自提案

シティプロモーションの推進に当たって、効果的と考えるものについて（1）以外、企画提案上限額の範囲内で積極的に独自提案し、実施すること。

(3) 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

- | | |
|------------------------|--------|
| ① PRコンテンツ | 10タイトル |
| ② メディア向けコンテンツリリース用ファイル | 3部 |
| ③ 業務実績報告書 | 1部 |

(4) 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、西条市役所経営戦略部シティプロモーション推進課とする。

(5) 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

(6) 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

(7) 契約に関する条件等

① 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、西条市の了承を得た場合は、この限りでない。

② 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）を遵守しなければならない。

③ 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) その他

① 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。

② 受託事業者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。

③ 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。